

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

鈴鹿教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第7号

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則

鈴鹿市立幼稚園園則（平成27年鈴鹿市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(学級) 第6条 1学級の幼児数は、原則として35人以下とする。  2 学級は、管理規則第2条に規定する学年の始まりの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとする。  <u>3 前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、異なる年齢の幼児で編制することができる。</u>	(学級) 第6条 1学級の幼児数は、原則として35人以下とする。  2 学級は、管理規則第2条に規定する学年の始まりの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとする。 <u>ただし、鈴鹿市立加佐登幼稚園及び鈴鹿市立栄幼稚園においては、異なる年齢の幼児を1学級に編制するものとする。</u>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。